

# Bitter Winter に デュバル弁護士の解散命令批判連載

## 要点

- パリ弁護士会のデュバル氏が「Bitter Winter」誌で全7回連載を発表(2026年4月21～28日)
- 東京高裁の解散命令決定をICCPR第18条第3項3要件と日本国憲法98条第2項違反と論証
- 国連人権委員会のYurlov対ロシア事件(2023年10月)等を援用、マインドコントロール理論を「国際的に信用を失った概念」と批判
- 26件の民事判決は1979～2014年の事案、2009年「適格宣言」以後を反映していないと指摘

国際人権法を専門とするフランス弁護士パトリシア・デュバル氏(パリ弁護士会)が、宗教自由問題誌「Bitter Winter」で連載「統一教会:日本の解散命令と国際法」全7回を発表した(2026年4月21～28日)。2026年3月4日の東京高裁の解散命令決定を、ICCPR(自由権規約)第18条第3項が宗教制限に課す3要件「法律で定められ」「正当目的のため」「民主社会で必要」の体系から検証する内容となっている。

## 国際法上の主要な論点

デュバル氏は、東京高裁判断が日本国憲法第98条第2項(条約・国際法規の誠実遵守義務)に違反すると主張した。国連人権委員会 Yurlov 対ロシア事件(2023年10月) および欧州人権裁判所判例を援用し、「宗教団体の解散は最も急進的な干渉形態」との国際基準を示した。宗教法人法第81条第1項の「公共の福祉」概念について、国連人権委員会が2008・2014・2022年に明確化を日本へ求めてきた経緯を指摘。最高裁が民法709条を「法律違反」概念に取り込んだ拡張解釈は、シラキューサ原則(1985年)が要請する法的明確性を欠くと論じた。

## マインドコントロール理論への批判

第4回でデュバル氏は東京高裁の「対象者の自由意志制限」認定がマインドコントロール理論に依拠すると分析。イタリア憲法裁判所(1981年)はplagio概念を客観基準なしとして違憲無効と判示、欧州人権裁判所(2010年、ロシア・エホバの証人事件)は「マインドコントロールに科学的定義は存在しない」と判定したと指摘。米国でも1990年代までに同理論は否定されている。

## 必要性審査と適格宣言

第5・6回は必要性要件を検討する。教会収入の97%が信者寄付との指摘について、デュバル氏は教会が285の地方教会と1,933人の職員を運営する財源として異常ではないと論じる。東京高裁が依拠した26件の民事判決は1979～2014年の事案で、教会が2009年2月・3月に発出した「適格宣言」(商業活動禁止、献金と因果応報リンク禁止等)以後の予防措置を「訴訟回避目的」と一蹴した判断を「投機的推論」と批判した。本紙は同氏の主張を代弁するものではないが、東京高裁決定の国際人権法上の評価を示す資料といえる。